

---

---

令和4年度

一般社団法人北海道移住交流促進協議会  
定 時 総 会 議 案 書

---

---

一般社団法人北海道移住交流促進協議会



# 総 会 次 第

## 議 案

- 第1号議案 令和3年度 事業報告について
- 第2号議案 令和3年度 収支決算報告について
- 第3号議案 新規参加自治体、会員企業について
- 第4号議案 令和4年度 事業計画について
- 第5号議案 令和4年度 収支予算について
- 第6号議案 役員の改選について

## 令和3年度 事業報告

〔 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで 〕

### 1 道外におけるプロモーション活動等の実施

#### (1) 北海道 mini 移住・交流フェア in 福岡

・令和3年5月15日（土）

➡ 福岡県において緊急事態宣言が発出されたことを受け、開催方法をオンラインに変更。

（「セミナーの部」、「グループ相談の部」の二部制で開催。）

【出展者数】 10市町村 + 1企業

【相談者数】 27名（事前予約時：34名）



#### (2) 北海道移住相談会 2021

・令和3年6月20日（日） 東京交通会館 12階

➡ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、7月25日に開催延期

・令和3年7月25日（日） 東京交通会館 12階

➡ 東京都における「緊急事態宣言」の発出に伴い開催中止

#### (3) 「北海道移住・交流フェア 2021」の開催

##### ① 北海道移住・交流フェア 2021 in 大阪

開催日：令和3年10月9日（土）

会 場：OMMビル2Fホール

➡ 新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み「開催中止」

##### ② 北海道移住・交流フェア 2021 in 東京

開催日：令和3年11月14日（日）

会 場：東京交通会館 12F

出展数：74ブース【対面】62ブース【オンライン】12ブース

（57市町村 17団体・企業）

予約者数：241組、367名

来場者数：483名（事前予約者 278名、当日来場者 205名）

<会場の様子>



③「北海道 mini 移住・交流フェア」の開催

開催日 : 令和4年1月15日(土)、16日(日) 11時～17時  
 会場 : 東京シティアイ (KITTE地下一階@丸の内)  
 出展数 : 15日9団体、16日2団体 計11団体  
 来場者数 : 15日 48組 56人  
 16日 26組 32人 合計 74組 88人



## 2 移住促進に係る各種施策の推進

### (1) 北海道オンライン移住相談会の開催

- 開催日 : 令和3年12月11日(土) 13時～16時半  
 出展団体数 : 15団体  
 参加者数 : 32名  
 開催方法 : 「Remo conference」というオンラインシステムを活用した仮想空間上に設置された対面式のオンライン移住相談会



### (2) 「北海道移住応援カード会員」及び「北海道移住応援企業」制度

本協議会では、北海道への移住やワーケーション等に関心のある道外在住の方々を応援するため、「北海道移住応援カード会員」制度を新たに実施しました。会員に登録された方には、移住やワーケーション等に役立つ情報を定期的に提供するほか、事業者様（「北海道移住応援企業」）のご協力により、移住前・後に役立つ各種割引サービス等の特典を提供します。

**北海道への移住やワーケーション等をご検討の方必見！**

# 北海道移住応援カード 会員募集中！



特典

北海道へ移住やワーケーションをした際、本カードを提示すると協力企業から特典やサービスを受けることができます！

年会費  
登録料  
無料

※北海道移住応援企業数 22社（年間目標：15社）

北海道移住応援カード会員数 135名（3月末）

- ➡ 11月のフェアでは、北海道移住応援カード発行ブースを設置し、来場者に向けPRを行いました。（イベントでのカード発行枚数：76名分）
- ➡ SNS等を活用しPRを行っていきます。
- ➡ 特典やサービスを提供いただける北海道移住応援企業のさらなる充実を図ります。

●「北海道移住応援企業」の特典・サービス例

- ・レンタカー会社：レンタカー基本料金より20%割引
- ・引越し会社：引越基本料金20%～30%割引
- ・自動車学校：教習料金10,000円割引（ほか）
- ・金融機関：北海道移住者専用の「移住促進ローン」
- ・電力会社：「北海道移住応援キャンペーン」の実施
- ・賃貸会社：賃貸物件ご成約時の仲介手数料 20%割引  
売買取引ご成約時の仲介手数料 20%割引
- ・人材会社：求人情報の提供と、転職に関する相談から求人企業へのマッチングまでを無料で支援。

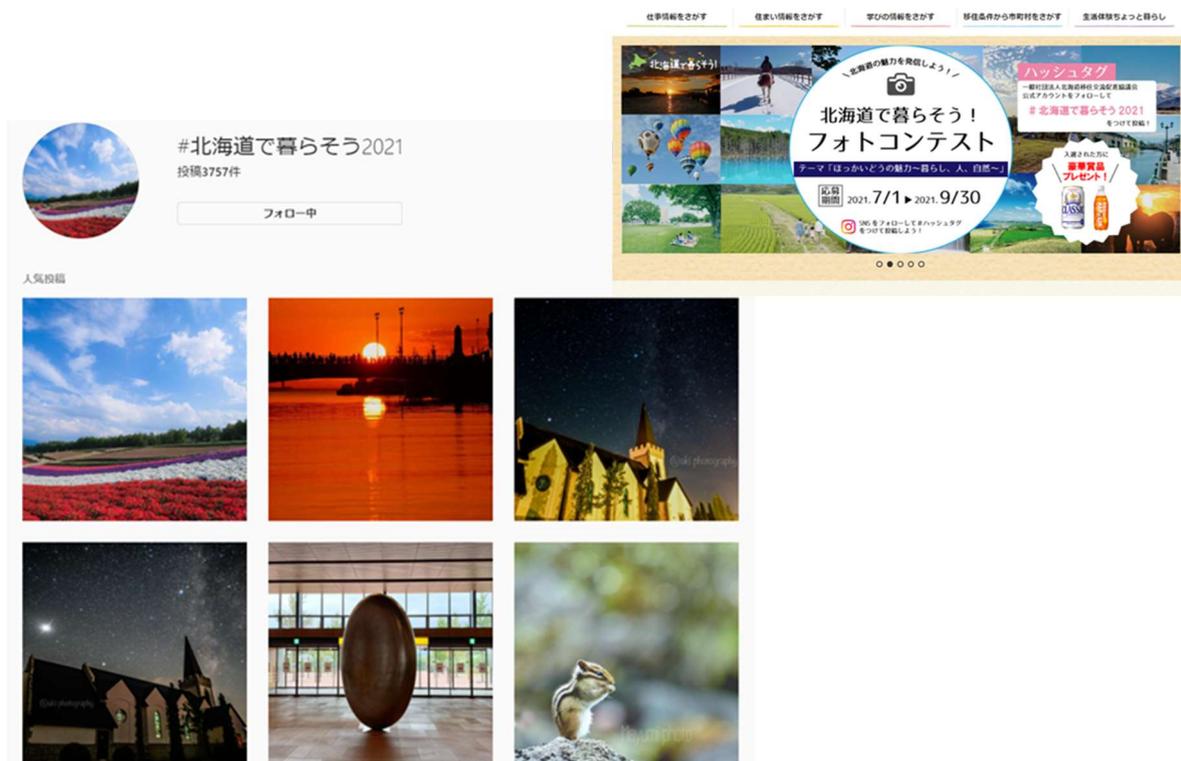
(3)「北海道で暮らそう！フォトコンテスト2021」の開催

「北海道に住みたい！」と思わせてくれる写真を募集し、リニューアル後のホームページや今後開催するイベント等に活用してまいります。

【開催期間】 令和3年7月1日から9月30日まで

- 【募集テーマ】
- ・「ほっかいどうの魅力 ～暮らし、人、自然～」
  - ・北海道での暮らしの魅力が実感できる写真。
  - ・日常の風景や人とのつながりなど、
  - ・「北海道に住みたい！」と思わせてくれるような1枚。

【投稿件数】 計 7,072 件



#### (4) 勉強会の開催

##### ①「北海道移住定住フォーラム」の開催

会員企業である北海道アルバイト情報社及び北海道地域政策課と連携し、会員市町村向けに勉強会を開催しました。

開催日：令和3年5月20日

開催内容：

- ・超初心者向け！Zoomの使い方講座
- ・北海道総合政策部地域創生局地域政策課より今年度の取り組みについて
- ・コロナ時代。他の市町村から移住事業について学ぶ
- ・ワーケーションについて学ぶ
- ・住環境が移住の決めて。日本全国の事例紹介。
- ・地域おこし協力隊から学ぶ。協力隊が募集時にみていたこと。
- ・移住者向け事業、オンライン事業事例紹介・定住（高校生向け）事業・他

##### ②「移住勉強会」の開催

会員企業である北海道アルバイト情報社及び北海道地域政策課と連携し会員市町村向けに勉強会を開催しました。

開催日：令和3年12月23日

開催内容：

- ・（一社）北海道移住交流促進協議会の取組について
- ・北海道の移住施策と情報発信（北海道地域政策課）
- ・移住相談の対応と傾向分析（どさんこ交流テラス）
- ・10点満点で評価する移住者受け入れのポイント（㈱北海道アルバイト情報社）
- ・情報発信のポイント（株式会社えんれいしゃ）
- ・参考事例のご紹介（東川町、せたな町×今金町）
- ・意見交換会“市町村の課題とは”

##### ③「魅力発信研修会」の共催

新型コロナウイルス感染症により首都圏在住者の地方移住への関心の高まりを受け、こうした移住関心層を効果的な情報発信により北海道に取り込んでいくため、北海道地域政策課との共催により、魅力発信力向上研修を開催しました。

開催日：令和4年2月14日

開催内容：

- ・ブランディング&クリエイティブの考え方（㈱メガ・コミュニケーションズ）
- ・スマートフォンを活用したプロモーション動画撮影・編集について（㈱アンドボーダー）
- ・SNS広告を活用した動画プロモーション（㈱メガ・コミュニケーションズ）
- ・意見交換



「移住者特集」ページ改修



「ちょっと暮らし」ページ改修



「仕事情報を探す」ページ改修



オンライン予約受付機能の新設



## (6) 移住促進に係る各種施策の推進

北海道移住体験事業の実施（令和2年度実績）

- ・実施市町村数 106 市町村
- ・利用実績 62 市町村 1,640 件 2,630 人

(件数)

空知	岩見沢市	7
	砂川市	3
	深川市	25
	南幌町	8
	上砂川町	2
	長沼町	14
	栗山町	1
	沼田町	14
	後志	小樽市
黒松内町		1
神恵内村		3
積丹町		1
胆振	豊浦町	8
	白老町	2
	洞爺湖町	1
	安平町	1
日高	日高町	8
	平取町	2
	浦河町	40
	様似町	2
	新ひだか町	29
渡島	知内町	8
	鹿部町	9
	森町	8
檜山	厚沢部町	6
	乙部町	12

上川	旭川市	1	
	名寄市	3	
	鷹栖町	6	
	上川町	4	
	東川町	19	
	美瑛町	14	
	上富良野町	5	
	音威子府村	2	
	幌加内町	2	
	留萌	増毛町	8
		小平町	4
天塩町		1	
宗谷	浜頓別町	11	
	中頓別町	2	
	幌延町	20	
オホーツク	網走市	1	
	紋別市	11	
	清里町	14	
	遠軽町	3	
	湧別町	4	
	滝上町	4	
西興部村	2		

十勝	帯広市	4
	士幌町	1
	上士幌町	33
	清水町	14
	大樹町	4
	幕別町	1
	池田町	1
	本別町	9
	足寄町	16
陸別町	9	
釧路	釧路市	1,161
	鶴居村	8
	白糠町	6
根室	根室市	13

## (7) 情報発信の状況

### 1 メールマガジン、SNS を活用した情報発信

メールマガジン	登録者数	約 531 名
Facebook	フォロワー数	約 432 名
Twitter	フォロワー数	約 166 名
LINE	登録者数	約 2,595 名

## 3 その他

### 1 令和3年度定時総会

日 時 令和3年6月4日(金)

開催方法 書面開催

### 2 理事会

#### (1) 第1回

日 時 令和3年5月25日(月) 13:30~14:15

開催方法 オンライン開催

#### (2) 第2回

日 時 令和3年12月9日(木)

開催方法 書面開催

#### (3) 第3回

日 時 令和4年3月25日(金)

開催方法 書面開催

### 3 幹事会

#### (1) 第1回

日 時 令和3年4月28日(水) 13:30~15:00

開催場所 北海道自治会館 特別会議室

#### (2) 第2回

日 時 令和3年8月31日(火) 13:30~15:00

開催方法 オンライン開催

#### (3) 第3回

日 時 令和3年11月1日(月) 13:30~15:00

開催方法 オンライン開催

#### (4) 第4回

日 時 令和4年3月25日(金) 13:30~15:00

開催方法 オンライン開催

## 令和3年度収支決算報告

自：令和3年4月01日

至：令和4年3月31日

## 1 一般会計

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
1 会費収入	10,190,000	10,230,000	40,000	
(1)市町村会費	7,600,000	7,650,000	50,000	@50,000円×153市町村
(2)特別会員A	1,200,000	1,100,000	△100,000	@100,000円×11企業
(3)特別会員B	200,000	250,000	50,000	@50,000円×5企業
(4)賛助会員	1,190,000	1,230,000	40,000	@10,000円×116商工会・7企業
2 事業収入	26,204,000	15,407,313	△10,796,687	
3 繰越金	1,120,000	1,119,995	△5	前年度繰越金
4 雑収入	1,550,000	1,508,296	△41,704	地域づくり総合交付金・預金利息
合計	39,064,000	28,265,604	△10,798,396	

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
1 事業費	26,755,000	14,328,212	△12,426,788	
(1)一般事業費	16,250,000	9,671,860	△6,578,140	
(2)受託事業費	4,500,000	0	△4,500,000	
(3)市町村事業費	1,035,000	454,313	△580,687	
(4)プロモーション活動費	920,000	274,808	△645,192	
(5)ホームページ管理費	550,000	598,862	48,862	北海道で暮らそう！HP管理運営
(6)ホームページ改修費	3,300,000	3,300,000	0	
(7)窓口業務費	200,000	28,369	△171,631	資料請求に係る窓口発送費等
2 管理費	12,111,000	10,800,046	△1,310,954	
(1)人件費	8,891,000	8,512,524	△378,476	
(2)事務費	3,220,000	2,287,522	△932,478	賃室使用料、通信運搬費等
3 予備費	128,000	0	△128,000	
合計	39,064,000	25,128,258	△13,865,742	

収入決算額	支出決算額	差引残高	備考
28,265,604円	25,128,258円	3,137,346円	令和4年度へ繰越(差引額に未払法人税等は含まない)

## 令和3年度損益計算書

自：令和3年4月1日

至：令和4年3月31日

(経常損益の部)		
科 目	金 額 (円)	金 額 (円)
<b>【事業損益の部】</b>		
I 経常収益	28,265,604	
(1) 会費収入	10,230,000	
(2) 事業収入	15,407,313	
(3) 雑収入	1,508,250	
(4) 繰越金	1,119,995	
II 経常費用	25,128,258	
1 事業費用	14,328,212	
(1) 一般事業費	9,671,860	
(2) 受託事業費	0	
(3) 市町村事業費	454,313	
(4) プロモーション活動費	274,808	
(5) ホームページ管理費	598,862	
(6) ホームページ改修費	3,300,000	
(7) 窓口業務費	28,369	
2 管理費用	10,800,046	
(1) 人件費	8,512,524	
(2) 事務費	2,287,522	
<b>【事業外損益の部】</b>		
I 収入		
1 受取利息収入	46	
事業外利益	46	
税引前当期剰余金		3137346
法人税等		70,000
当期剰余金		3,067,346

<貸借対照表> (令和4年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
普通預金	2,891,245	預り金	215,899
未収金	462,000	未払金	
		未払法人税等	70,000
		次期繰越金	3,067,346
合計	3,353,245	合計	3,353,245

<財産目録> (令和4年3月31日現在)

【資産の部】

(単位：円)

科目	金額	備考	
普通預金	2,891,245	北洋銀行	2,803,282
		北海道銀行	87,963
未収金	462,000		
		ホームページ広告掲載料(3自治体)	462,000
合計	3,353,245		

【負債の部】

科目	金額	備考	
預り金	215,899	社会保険料	61,725
		源泉所得税	19,800
		住民税	116,400
		雇用保険料	17,974
未払法人税等	70,000	令和3年度法人道民税	20,000
		令和3年度法人市民税	50,000
次期繰越金	3,067,346		
合計	3,353,245		

# 令和3年度 会計監査報告書

令和3年度一般社団法人北海道移住交流促進協議会の収入・支出内容について、  
関係諸帳簿及び書類等を監査の結果、正当なることを認める。

令和4年5月19日

一般社団法人北海道移住交流促進協議会

監事 厚真町長

宮坂尚希朗 

令和3年度  
会計監査報告書

令和3年度一般社団法人北海道移住交流促進協議会の収入・支出内容について、  
関係諸帳簿及び書類等を監査の結果、正当なることを認める。

令和4年5月13日

一般社団法人北海道移住交流促進協議会

監事 弁護士 太田 勝之 

## 新規参加自治体

管内名	市町村名	加入年度
渡島管内	知内町	R 3

## 退会自治体 なし

## 新規参加企業

会員区分	企業・団体名	加入年度
特別会員 A	D&S Share Project	R 3
特別会員 A	ミサワホーム北海道㈱	R 3
特別会員 B	(株) 北海道共創パートナーズ	R 3
賛助会員	十勝信用組合	R 3
賛助会員	帯広信用金庫	R 3
賛助会員	(株) プレミアム北海道	R 3
賛助会員	東川町商工会	R 3
特別会員 A	五暢建設㈱	R 4
特別会員 A	だがしやお菓子な家	R 4
特別会員 B	キャリアバンク㈱	R 4

## 令和4年度事業計画

〔 令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで 〕

### I 基本方針

本協議会は、平成17年から道内市町村で構成する団体「北海道移住促進協議会」として北海道の移住促進に取り組んでまいりましたが、令和2年1月に一般社団法人化を決議し、同年3月4日付けで一般社団法人北海道移住交流促進協議会として新たに発足いたしました。

発足直後から、新型コロナウイルスの感染症拡大により、道外における移住イベントの開催は中止を余儀なくされ、本協議会にとっても運営上、大変厳しい2年間となりました。

今年1月に総務省が公表した2021年の「住民基本台帳人口移動報告」において現在の集計方法となった2014年以降初めて、東京23区の転出者数が転入者数を上回り、転出超過になるなど、コロナ禍を契機として、人口が密集する都心を離れる動きが進んでいることがわかりました。また、「認定NPO法人ふるさと回帰支援センター」が昨年夏に行ったインターネット調査では、首都圏都市部の生活者のうち12.3%が「地方移住に関心がある」と回答、対象人口で推計すると「地方移住に関心がある人」の数は約309万人となる発表しています。

本協議会としては、こうした人々の意識の変化やテレワークの普及などの働き方の変化をしっかりと捉え、会員市町村や企業・団体と連携し、北海道移住に関する情報発信に努め、本道への移住交流を促進する取り組みを一層強化してまいります。

本年度においても、事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、イベントの開催について適切に判断するとともに、感染防止対策を徹底してまいります。

## II 重点事項

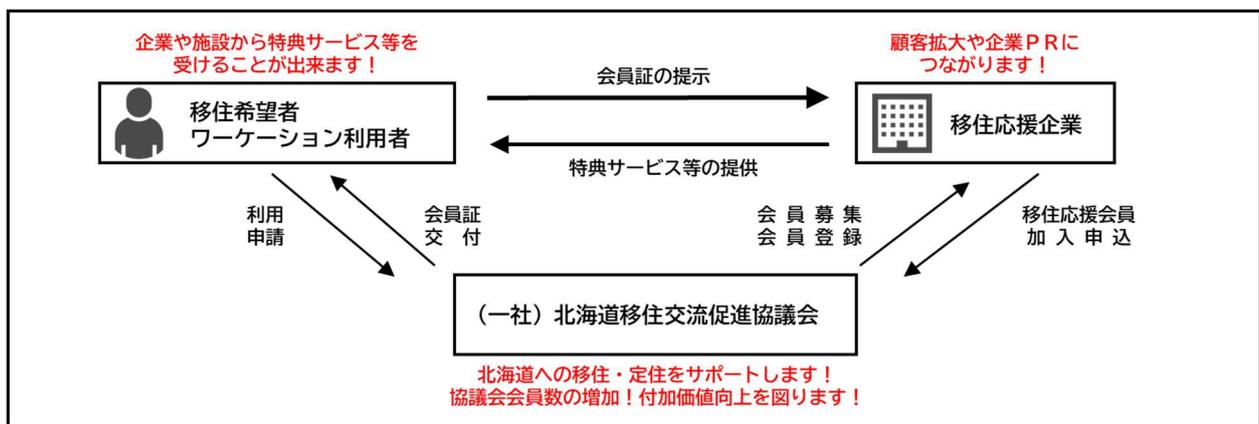
道外からの移住者やワーケーション等の利用者のさらなる増加を目指し、北海道で暮らすことの魅力を伝えるとともに、裾野を広げる取組を本協議会が中心となり推進してまいります。

### 1 裾野を広げる取組（新たな移住関心層の掘り起こし）

#### (1) 「北海道移住応援カード会員」制度及び「北海道移住応援企業」制度の推進

本協議会では、新たな「交流人口・関係人口」の創出・拡大に向けて引続き本年度も制度の推進を図ってまいります。

- ・ 交付対象者 : 北海道への「移住」や「ワーケーション」等に関心がある方
- ・ 会員証発行元 : 一般社団法人北海道移住交流促進協議会
- ・ 登録費用 : 無料
- ・ 有効期限 : 発行後3年間



#### (2) 情報発信の強化

##### ① 「北海道で暮らそう！」ガイドブックのリニューアル

移住希望者に北海道暮らしの魅力と会員市町村の暮らしや移住関連施策など各市町村の姿がより伝わるよう、「北海道で暮らそう！」ガイドブックのリニューアルを行い、デザインの刷新と内容の充実を図ります。

- 検討例
- ・ 北海道全体及び各圏域の地域情報を充実
  - ・ 各市町村の紹介項目の検討  
ワーケーション対応、サテライトオフィスの有無を加えるなど
  - ・ 現ガイドブックの記載内容を分かりやすく整理
  - ・ 「北海道移住応援カード」及び「移住応援企業」特集ページ

## ②ポータルサイトにおける情報発信力の強化

令和3年度にリニューアルを行った「北海道で暮らそう！」ホームページを活用し、会員市町村の移住に関する情報を積極的に発信し、アクセス数の増加を目指します。また、昨年度新たに付加した「移住相談のオンライン予約機能」をPRするため、オンライン予約機能を活用した相談会等の開催について検討します。

<「北海道で暮らそう！」ホームページ年間アクセス数>

年 度	アクセス数
平成31年度	292,798件
令和元年度	278,777件
令和2年度	283,326件
令和3年度	312,559件
令和4年度目標	320,000件

### Ⅲ 事業計画

新型コロナウイルスの感染状況に柔軟に対応しながら次の事業を行います。

#### 1 道外におけるプロモーション活動等の実施

##### (1) 道外イベントの主催

東京、大阪等において移住イベントを開催し、北海道の豊かな自然や、市町村が実施する充実した子育て支援、「しごと」や「住まい」の確保、地域との交流などの移住関連施策などについて幅広くPRします。

##### ①北海道移住相談会 2022 の開催

北海道への移住を検討しようとしている方々を対象に、市町村の支援策などの情報を提供することで北海道への移住を促進すること目的に、協議会の主催により、個別相談を中心とした移住相談会を開催します。

- ・日時 令和4年7月24日（日）
- ・場所 東京交通会館 12階 ダイヤモンドホール

##### ②北海道移住・交流フェア 2022 の開催

北海道への移住を検討しようとしている方々を対象に、個別相談のみならず、北海道への移住をテーマにしたセミナーを開催し、北海道の暮らしの魅力と市町村の姿を広く伝えることを目的に、協議会の主催により大阪と東京で次のとおり開催します。

- ア 大阪会場 令和4年10月15日（土） 大阪OMMビル
- イ 東京会場 令和4年11月6日（日） 東京交通会館 12階

##### ③北海道 mini 移住・交流フェアの開催

これまでのイベント開催地（東京・大阪）以外の都市におけるイベント開催の可能性を探るため、会員市町村からの提案により、九州における移住イベントを試験的に開催します。また、首都圏でのPRを強化するため、東京においても mini フェアを開催いたします。

- ア 福岡会場 令和4年9月10日（土） 博多バスターミナル
- イ 東京会場 日程調整中 東京シティアイ

##### (2) 各種プロモーション活動の実施

道外各都市で開催される移住イベントへ市町村や会員企業と連携して出展し、移住促進の各種プロモーション活動を実施します。

### (3) 各種受託事業の実施

- ①北海道商工会連合会と連携して「なまらいいっしょ北海道」を開催します。
- ②会員市町村から広報やモニター等の事業を受託します。

## 2 移住促進に係る各種施策の推進

### (1) 「北海道移住応援カード会員」制度及び「北海道移住応援企業」制度の推進

北海道への移住を推進するため、北海道への移住やワーケーション等を検討している道外在住者を「北海道移住応援カード」の会員として登録するとともに、「北海道移住応援カード」登録者に対し、特典サービス等の提供に協力いただける事業者を「北海道で暮らそう！移住応援企業」として登録する「北海道移住応援企業」制度について、各種イベントにおいて会員増を図るとともに、応援企業への参画企業の増加を図り、提供されるサービスの充実を図ります。

### (2) 「北海道で暮らそう！」ガイドブックのリニューアル

移住希望者に対し、北海道暮らしの魅力を伝え、会員市町村の情報を的確に伝えるため、ガイドブックのデザインの刷新や内容見直しを行い、移住希望者と市町村とのアクセスがより図れるよう、より良いガイドブックを目指してリニューアルを行います。

### (3) 北海道移住体験事業の実施

市町村が設置するワンストップ窓口及び「ちょっと暮らし事業」と連携し、移住を考える方々に対し市町村事業のPRと情報提供を行い、北海道移住体験の推進を図ります。

### (4) 情報発信の強化

本協議会では、道の「北海道で暮らそう！」ホームページの管理運営を行うとともに、メールマガジンやSNSを活用し、積極的に市町村情報の発信を行ってまいります。

- ①「北海道で暮らそう！」ホームページの管理運営
- ②メールマガジンを継続して配信し、会員の増強を図ります。
- ③LINEやFacebook等、各種SNSを活用した移住情報を発信します。
- ④協議会ニュースレターの発行  
会員市町村・企業様向けに発信し、情報の共有化を図ります。

## (5) 関係人口の創出に向けた取組の推進及び情報収集の徹底

### ①「北海道型ワーケーション推進協議会」への参加

首都圏企業に新しい働き方として注目されているワーケーションを推進するにあたり、北海道では、オール北海道でワーケーションを推進する体制を構築し、道内市町村の受入意識の醸成や一層の普及・展開を図るために設立された「北海道型ワーケーション推進協議会」に構成員として参加し、会員市町村や企業・団体へ情報共有を図ります。

### ②「全国二地域居住等促進協議会」への参加

二地域居住等の普及促進と機運の向上を図るため、地方公共団体、関係団体・関係事業者、関係省庁の連携のもと国土交通省が設立した「全国二地域居住等促進協議会」に、本協議会も協力会員として参加し、会員市町村や企業・団体へ情報共有を図ります。

## (6) 勉強会の開催

会員市町村や会員企業と連携し、移住施策に関する取組について情報提供・共有を行う勉強会を開催します。

## 3 新型コロナウイルス感染拡大への対応

新型コロナウイルスの感染対策の状況を見極めながら、プロモーションイベントの開催について適切に判断するとともに、オンラインを活用したプロモーション活動や相談会についても引き続き検討し、北海道への移住に関心のある方々が、より相談しやすい環境の構築を図ります。

## 令和4年度 収支予算

〈令和4年4月1日から令和5年3月31日まで〉

(収入の部)

(単位：千円)

科目		3年度 予算額 (補正)	4年度 予算額	対 比 増 減	備 考
分 類	細 分 類				
1. 会 費 収 入		10,190	10,360	170	
	(1) 市町村会費	7,600	7,650	50	153 市町村 × @50,000 円
	(2) 特別会員 A	1,200	1,200	0	12 企業 × @100,000 円
	(3) 特別会員 B	200	300	100	6 企業 × @50,000 円
	(4) 賛助会員	1,190	1,210	20	121 企業・団体 × @10,000 円 (一口)
2. 事 業 収 入		26,204	34,310	8,106	
	(1) 一般事業収入	19,375	26,600	7,225	フェア、相談会等
	(2) 受託事業収入	5,400	5,400	0	なまらいいっしょ 北海道フェア
	(3) 市町村事業収入	1,229	1,310	81	市町村からの受託事業
	(4) その他事業収入	200	1,000	800	ガイドブック・HP バナー 広告収入等
3. 雑 収 入		1,550	50	△1,500	
	雑収入・交付金等	1,550	50	△1,500	
4. 前 期 繰 越 金		1,120	2,900	1,780	
	前期繰越金	1,120	2,900	1,780	
合 計		39,064	47,620	8,556	

(支出の部)

(単位：千円)

科目		3年度 予算額 (補正)	4年度 予算額	対 比 増 減	備 考
分 類	細 分 類				
1. 事業費		26,755	33,520	6,765	
	(1)一般事業費	16,250	21,400	5,150	フェアや相談会に係る費用 移住応援カード事業 等
	(2)受託事業費	4,500	4,500	0	なまらいっしょ北海道 フェア
	(3)市町村事業費	1,035	1,250	215	
	(4)プロモーション 活動費	920	1,620	700	イベント出展料等
	(5)ホームページ 管理費	550	550	0	「北海道で暮らそう！」 管理運営等
	(6)ホームページ 改修費	3,300	0	△3,300	
	(7)窓口業務費	200	200	0	資料請求に係る発送費等
	(8)ガイドブック 製作費	0	4,000	4,000	
2. 管理費		12,111	10,295	△1,816	
	(1)人件費	8,891	7,070	△1,821	
	(2)事務費	3,220	3,225	5	
3. 法人税等		70	70	0	
	法人税等	70	70	0	
4. 予備費		128	3,735	3,607	
	予備費	128	3,735	3,607	
合 計		39,064	47,620	8,556	

## 役員の改選について

定款第4章役員等 第20条(役員の選任)に基づき、理事並びに監事の改選を提案いたします。

## 新役員(案)

総会決議により選任	理事会決議により選任	市町村名等	氏名	地域名
理事	代表理事 (会長)	上士幌町	竹中 貢	十勝管内
理事	副会長	浦河町	池田 拓	日高管内
理事	副会長	東川町	松岡 市郎	上川管内
理事	副会長	美幌町	平野 浩司	オホーツク 管内
理事		厚沢部町	渋田 正己	檜山管内
理事		深川市	山下 貴史	空知管内
理事		栗山町	佐々木 学	空知管内
理事		増毛町	堀 雅志	留萌管内
理事		釧路市	蝦名 大也	釧路管内
理事		木古内町	鈴木 慎也	渡島管内
理事		恵庭市	原田 裕	石狩管内
理事		厚真町	宮坂 尚市朗	胆振管内
監事		蘭越町	金 秀行	後志管内
監事		弁護士	太田 勝久	弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所

## 組 織 の 概 要

■名 称 一般社団法人北海道移住交流促進協議会

■代表者 上士幌町長 竹中 貢

■設 立 令和2年3月4日

■事務局 〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目1番地  
 プレスト1・7ビル北海道商工会連合会内

電話 011-251-1055 FAX 011-522-7664

■目 的 北海道への移住交流の促進や関係人口の拡大を通じて、道内市町村の地域の活力の維持・向上や地方創生の推進を官民が連携して行うことを目的とする。

■会員市町村 (153市町村)

R4.4.25 現在

道央圏	道南圏	道北圏	林-乃圏	十勝圏	釧路・根室圏		
岩見沢市	倶知安町	北 斗 市	旭 川 市	中 頓 別 町	北 見 市	帯 広 市	釧 路 市
美 唄 市	共 和 町	松 前 町	士 別 市	礼 文 町	網 走 市	音 更 町	厚 岸 町
芦 別 市	岩 内 町	福 島 町	名 寄 市	利 尻 町	紋 別 市	士 幌 町	浜 中 町
赤 平 市	神 恵 内 町	知 内 町	富 良 野 市	利 尻 富 士 町	美 幌 町	上 士 幌 町	標 茶 町
三 笠 市	積 丹 町	木 古 内 町	鷹 栖 町	幌 延 町	津 別 町	鹿 追 町	弟 子 屈 町
砂 川 市	室 蘭 市	七 飯 町	東 神 楽 町		斜 里 町	新 得 町	鶴 居 村
歌 志 内 市	苫 小 牧 市	鹿 部 町	比 布 町		清 里 町	清 水 町	白 糠 町
深 川 市	登 別 市	森 町	愛 別 町		小 清 水 町	芽 室 町	根 室 市
南 幌 町	伊 達 市	八 雲 町	上 川 町		訓 子 府 町	中 札 内 村	別 海 町
由 仁 町	豊 浦 町	上 ノ 国 町	東 川 町		置 戸 町	更 別 村	中 標 津 町
長 沼 町	壮 瞥 町	厚 沢 部 町	美 瑛 町		佐 呂 間 町	大 樹 町	標 津 町
栗 山 町	白 老 町	乙 部 町	上 富 良 野 町		遠 軽 町	広 尾 町	羅 白 町
月 形 町	厚 真 町	奥 尻 町	中 富 良 野 町		湧 別 町	幕 別 町	
浦 臼 町	洞 爺 湖 町	今 金 町	占 冠 村		滝 上 町	池 田 町	
妹 背 牛 町	安 平 町	せ た な 町	和 寒 町		雄 武 町	豊 頃 町	
秩 父 別 町	む かわ 町		剣 淵 町		大 空 町	本 別 町	
北 竜 町	日 高 町		下 川 町			足 寄 町	
沼 田 町	平 取 町		美 深 町			陸 別 町	
札 幌 市	新 冠 町		音 威 子 府 村			浦 幌 町	
江 別 市	浦 河 町		中 川 町				
千 歳 市	様 似 町		幌 加 内 町				
恵 庭 市	新 ひ だ か 町		留 萌 市				
石 狩 市			増 毛 町				
当 別 町			小 平 町				
新 篠 津 村			苫 前 町				
小 樽 市			羽 幌 町				
黒 松 内 町			初 山 別 村				
蘭 越 町			遠 別 町				
ニ セ コ 町			天 塩 町				
真 狩 村			稚 内 市				
留 寿 都 村			猿 払 村				
喜 茂 別 町			浜 頓 別 町				

■会員企業 特別会員 A14 社 特別会員 B6 社 賛助会員 121 社(商工会 116)

特別会員A	特別会員B	賛助会員
株式会社北海道アルバイト情報社 株式会社メガ・コミュニケーションズ 株式会社アドック 株式会社JR北海道ソリューションズ 北海道商工会連合会 株式会社えんれいしゃ SMBC日興証券株式会社 商船三井フェリー株式会社北海道支社 北海道放送株式会社 大和ハウス工業株式会社北海道支社 D&S Share Project ミサワホーム北海道株式会社 五暢建設株式会社 だがしやお菓子な家	札幌ガーデンパレス NPO法人上士幌コンシェルジュ 株式会社北海道銀行 株式会社北洋銀行 株式会社北海道共創パートナーズ キャリアバンク株式会社	サッポロビール株式会社 損保ジャパンパートナーズ株式会社札幌支店 十勝信用組合 帯広信用金庫 株式会社プレミアム北海道

賛助会員商工会

<p>【石狩管内】石狩北商工会、北広島商工会、当別町商工会、新篠津村商工会</p> <p>【渡島管内】函館東商工会、函館市亀田商工会、北斗市商工会、松前商工会、福島町商工会、知内商工会、木古内商工会 七飯町商工会、鹿部商工会、森町さわら商工会、八雲商工会、長万部商工会</p> <p>【檜山管内】江差商工会、上ノ国町商工会、厚沢部商工会、乙部町商工会、奥尻商工会、今金町商工会、せたな商工会</p> <p>【後志管内】島牧商工会、寿都商工会、黒松内町商工会、蘭越町商工会、ニセコ町商工会、真狩村商工会、喜茂別町商工会 仁木町商工会、赤井川村商工会</p> <p>【空知管内】三笠市商工会、南幌町商工会、由仁町商工会、長沼町商工会、浦臼町商工会、秩父別町商工会</p> <p>【上川管内】あさひかわ商工会、当麻町商工会、比布商工会、上川町商工会、東川町商工会、美瑛町商工会、中富良野町商工会 南富良野町商工会、剣淵商工会、朝日商工会、風連商工会、下川町商工会、美深町商工会、中川町商工会</p> <p>【留萌管内】増毛町商工会、小平町商工会、苫前町商工会、羽幌町商工会、初山別村商工会、遠別商工会、天塩商工会</p> <p>【宗谷管内】猿払村商工会、浜頓別町商工会、中頓別町商工会、枝幸町商工会、豊富町商工会、幌延町商工会、礼文町商工会 利尻町商工会、利尻富士町商工会</p> <p>【オホーツク管内】きたみ市商工会、大空町商工会、津別町商工会、斜里町商工会、清里町商工会、小清水町商工会 訓子府町商工会、置戸町商工会、佐呂間町商工会、えんがる商工会、湧別町商工会、滝上町商工会 興部町商工会、西興部村商工会、雄武町商工会</p> <p>【胆振管内】豊浦町商工会、壮瞥町商工会、白老町商工会、厚真町商工会</p> <p>【日高管内】日高町商工会、平取町商工会、新冠町商工会、えりも町商工会、新ひだか町商工会</p> <p>【十勝管内】音更町商工会、士幌町商工会、上士幌町商工会、鹿追町商工会、新得町商工会、清水町商工会、芽室町商工会 更別村商工会、大樹町商工会、広尾町商工会、幕別町商工会、本別町商工会、足寄町商工会、陸別町商工会 浦幌町商工会</p> <p>【釧路管内】厚岸町商工会、浜中町商工会、標茶町商工会、弟子屈町商工会、阿寒町商工会、鶴居村商工会、白糠町商工会</p> <p>【根室管内】別海町商工会、中標津町商工会</p>
--

## ■定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北海道移住交流促進協議会という。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレスト1・7ビル4階に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、北海道（以下「本道」という。）への移住交流の促進や関係人口の拡大（以下「移住交流等」という。）を通じて、本道内市町村の地域の活力の維持・向上や地方創生の推進を、官民が連携して行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 本道への移住交流等の促進に係る周知活動の実施
- (2) 移住交流等の促進に係る情報の収集及び社員への提供
- (3) 本道内における移住交流等の施策の重要性に関する機運の醸成
- (4) 官民が連携して移住交流等を促進するための体制の構築
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業及び活動

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 前項の社員の区分及び社員となるための資格は、次表のとおりとする。

社員の区分	資格
1 地方公共団体	本道内の地方公共団体であること
2 個人又は団体	1以外の者であって、当法人の活動に特別な関与があるとして社員総会で承認を得た者

3 社員となるためには、当法人所定の様式による申し込みをしなければならない。ただし、前項の表中2記載の社員については、社員総会の承認を要するものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人及び被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的及び理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名、押印しなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 理事会は、会長を補佐し、又はその職務を代行するため、若干名の副会長を理事の中から選定する。

4 前項の規定により、副会長が会長の職務を代行する場合であって、副会長が複数あるときは、理事会があらかじめ定めた順序による。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された理事又は補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任理事若しくは在任監事の任期の満了するときまでとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、500万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(事務局及び顧問)

第28条 当法人に事務局を置き、事務局に職員を置くことができる。

2 会長は、当法人の活動全般について、助言及び指導を受けるため、顧問を選任することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるところによるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 第5条第2項の表中2の項に定める個人又は法人社員の認定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長（副会長が複数あるときはあらかじめ理事会が定めた順序による。）が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときは、副会長（副会長が複数あるときはあらかじめ理事会が定めた順序による。）がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法第91条第2項による報告については、この限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

(事前審査)

第36条 理事会が第30条第1号及び第2号に定める職務を行うときは、幹事会にその事前審査を行わせることができる。

(理事会規則)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 幹事会

(構成)

第38条 当法人に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成し、幹事は理事及び監事が指名した者とする。

3 幹事のうち、会長が指名した者を幹事長とする。

(権限)

第39条 幹事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の検討（社員総会の議案、事業計画及び収支予算等）

(2) 第36条の規定による事前審査

(3) その他当法人の運営に関する事項

(理事会の規定の準用)

第40条 幹事会の招集、幹事会の議長、幹事会の決議については、第31条、第32条及び第33条第1項の規定を準用する。この場合、「会長」とあるのは「幹事長」と、「理事」及び「監事」とあるのは「幹事」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 第7章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第8章 会計

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に順じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類について、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

### (解散)

第47条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人の類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附則

### (最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和2年3月31日までとする。

### (社員の資格及び役員任期の特例)

第50条 当法人の設立によって解散する北海道移住促進協議会の市町村会員は、特段の意思表示が無い限り、当法人の設立に伴い、当法人の社員とする。

### (設立時の役員)

第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 竹中貢 岩村克詔 池田拓 松岡市郎 山口幸太郎 渋田正己  
山下貴史 佐々木学 堀雅志 笹川洸志 平野浩司 蛭名大也

設立時代表理事 竹中貢

設立時監事 宮坂尚市朗 太田勝久

### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

#### 設立時社員

1 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線241番地33

竹中 貢

2 北海道浦河郡浦河町荻伏町39番地の7

池田 拓

### (法令の準拠その他)

第53条 本定款に定めのない事項は、関係法令に従う。

2 当法人の運営に必要な事項は会長が別に定める。

## 役員名簿

令和3年3月31日現在

職名	市町村名等	氏名	地域名・所属
会長	上士幌町	竹中 貢	十勝管内
副会長	浦河町	池田 拓	日高管内
副会長	東川町	松岡 市郎	上川管内
副会長	八雲町	岩村 克詔	渡島管内
理事	千歳市	山口 幸太郎	石狩管内
理事	厚沢部町	渋田 正己	檜山管内
理事	深川市	山下 貴史	空知管内
理事	栗山町	佐々木 学	空知管内
理事	増毛町	堀 雅志	留萌管内
理事	遠別町	笹川 洸志	留萌管内
理事	美幌町	平野 浩司	オホーツク管内
理事	釧路市	蝦名 大也	釧路管内
監事	厚真町	宮坂 尚市朗	胆振管内
監事	弁護士	太田 勝久	弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所

## 顧問名簿

<任期：令和4年度定時総会から令和5年度定時総会の前日（令和5年6月初旬予定）まで>

鈴木 直道	北海道知事
宮崎 高志	北海道商工会連合会会長

計2名